

院内感染防止対策の取組

◆院内感染対策に係る基本的な考え方

- ・当院では、標準予防策（すべての患者が感染症に罹患している可能性があるという事を前提として予防策を講じる）をきほんとした感染対策と、感染経路別予防策（感染経路によって予防策を行う）を実施しています。この考えを基本に院内感染の防止に留意し、感染等発生の際には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を諮るものとします。
- ・職員一人一人の正しい感染対策知識の習得と実行が、もっとも基本でかつ最大効果を發揮する感染対策であると理解し、院内感染対策にあたります。

◆院内感染対策に係る体制、業務内容、職員教育

- ・当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「院内感染防止対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。
- ・「感染防止対策業務指針」および「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗い・手指消毒、場面に応じた防護対策を実施し、感染防止に努めています。また、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。
- ・全職員に対し研修会を年2回実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

◆抗菌薬適正使用のための方策

- ・当院では、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により、薬剤耐性菌の発生を予防する等、抗菌薬の適正使用を実施しています。また、仕様薬剤や耐性菌等の検出状況について連携医療機関である小牧市民病院の助言を受けています。

◆他の医療機関等との連携体制

- ・当院では小牧市民病院と連携しており、小牧市民病院が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや、新興感染症の発生等を想定した訓練に参加しています。

◆指定医療機関の公表

- ・当院は、愛知県と第二種医療措置協定締結済み医療機関であり、受診歴の有無にかかわらず発熱その他感染症を疑う症状を呈する患者の受け入れを行う旨を公表しています。受け入れに当たっては、発熱患者等の動線を分ける等の感染対策を講じています。